

PCT 受理官庁ガイドライン
(2022 年 7 月 1 日施行版)
(日本語仮訳抜粋)

本ガイドラインは、「PCT RECEIVING OFFICE GUIDELINE」166I 項の日本語仮訳です。本仮訳と原文に相違する記載があるときには、全て原文が優先します。

166I. 「故意ではない」の基準 規則 26 の 2.3(a) (ii) に基づき、受理官庁は、優先期間内に国際出願が提出されなかったことが故意ではないと認めた場合には、優先権を回復する。出願人が意図的に国際出願を優先期間内に行わなかったものではなく、優先期間内に出願する意思を基本として継続的に有していた場合、当該出願人は当該基準を満たしているものとする。受理官庁は、優先期間の期限前後での出願人の意思の変化に関わらず、優先期間の満了時における出願人の意思に焦点を当てるべきである。

(参考)

※以下は、「相当な注意」基準に関する RO ガイドラインの仮訳です。

PCT 受理官庁ガイドライン
(2022 年 7 月 1 日施行版)
(日本語仮訳抜粋)

本ガイドラインは、「PCT RECEIVING OFFICE GUIDELINE」166J～M 項の日本語仮訳です。本仮訳と原文に相違する記載があるときには、全て原文が優先します。

166J. 「相当な注意」の基準 規則 26 の 2.3 (a) (i) に基づき、受理官庁は、優先期間内に国際出願が提出されなかったことが、状況により必要とされる「相当な注意」を払ったにもかかわらず生じたと認めた場合には、優先権を回復する。一般に、規則 26 の 2.3 (a) (i) の意味における「相当な注意」を払ったという基準は、合理的に注意深く行動する出願人であればとったであろうあらゆる手段をとっていた場合にのみ満たされ得る。当該出願人が合理的に通常人の「相当な注意」を払ったかどうかを決定するに当たって、受理官庁は各具体的事例に応じた事実及び状況を考慮する。一般に、国際出願を提出する期限を遵守するために出願人があらゆる予防策を講じてきたことを証明しただけでは不十分である。むしろ、出願人は問題となっている特定の出願に関し、あらゆる「相当な注意」を払ったことを示さなければならない。受理官庁は、優先期間の期限までの国際出願の提出に関する出願人の具体的な行為について、事実に基づく分析に注力しなければならない。優先期間満了後の出願人の行為は、出願人が「相当な注意」を払ったかどうかを決定する際に考慮されるべきではない。

166K. 出願人が代理人によって代理される場合、出願人及び代理人が「相当な注意」の基準を満たすために「相当な注意」を払ったことを示さなければならない（規則 90.3(a) を参照）。出願人は、通常の下況下においては、資格ある代理人を選任することで一般に「相当な注意」の基準を満たしていると考えられる。しかし、特定の場合において、出願人は資格ある代理人の選任にあたり注意深い行動をとっていたことの証明を要求され得る。

166L. 法人である出願人又は代理人が「相当な注意」の基準を満たすためには、一般に、当該出願人又は代理人は、信頼性のある記録管理、バックアップ及びリマインドシ

システムが構築されていること、信頼性があり、適切に訓練され、指揮された職員がこれらのシステムを使用して過去に誤りがなかったこと、及び当該事例において優先期間の満了までに提出できなかったことが単独の事象であることを証明しなければならない。個人の発明者や中小企業等の小規模出願人又は代理人は、同じ基準が求められることはない一方、当該分野におけるベストプラクティスに相当する効率的及び信頼性のあるリマインド、監理及びバックアップシステムを構築することが求められる。

166M.各受理官庁は、各回復請求に対し、個々の事情に応じた分析に注力しなければならないが、以下の事実に基づく状況（国際事務局の経験に基づく）において適用された「相当な注意」の基準を参考にすることができる。

(a) 出願人の知識の欠如

注意深く行動する出願人は、適時に完全な国際出願を提出するために必要不可欠な PCT 制度の知識を習得している、及び/又は、出願人の必要不可欠な知識が欠如している場合においてはその代替として適切な代理人を指名している。PCT 制度の運用又はパリ条約第 4 条 C に定められた 12 月の優先期間に関する知識の欠如のため、優先期間内に国際出願を提出できなかった出願人は、一般に、「相当な注意」を払ったとはされない。

(b) 出願人の財政的欠如

注意深く行動する出願人は、適時に国際出願を提出するために十分な財政的手段を確保している。財政的制約により優先期間内に国際出願を提出できなかった出願人は、一般に、「相当な注意」を払ったとはされない。

(c) 出願人又は代理人自身による人為的過誤

合理的に注意深く行動する出願人又は代理人は、極めて重大な優先期限遵守の重要性を認識しており、国際出願の準備及び提出のあらゆる側面が、国際出願を確実にかつ適時に提出するために必要とされる勤勉さ及び緻密さを持って実施されるようにしている。業務負荷の増大、ファイルの紛失及び不完全に提出された PCT 出願に起因する人為的過誤は、一般に、「相当な注意」の欠如となる。

(d) 出願人と代理人の間の情報伝達不良

出願人が代理人を選任している場合、出願人及び代理人は相互の情報伝達を「相当な注意」を払って行わなければならない。注意深く行動する出願人は、国際出願を提出するよう明確かつ適時な方法により代理人へ指示する。注意深く行動する代理

人は、出願人から受けた指示に従い行動し、疑義がある場合は出願人に確認する。注意深く行動する代理人は、国際出願を適時に提出すること及び遅延による効果に関連するあらゆる重要事項について明確に出願人に対して助言する。注意深く行動する出願人又は代理人は、通常の伝達手段が機能しない場合、伝達の代替手段をとる。PCT 出願を適時に提出しなかったことが技術的問題（例えば、出願人と代理人の間における予期せぬ電子メール送信障害）に起因する場合、当該システムは過去確実に作動しており、出願人及び代理人のいずれの者も当該障害を予期することができなかった旨を証明できれば、出願人及び代理人は「相当な注意」を払って行動していた可能性がある。

(e) 出願人又は代理人の不在

出願人又は代理人が、優先期間の満了時に職場を不在にする場合、注意深く行動する出願人又は代理人は、その不在が予期可能な範囲において、前もって国際出願を提出するか、又は不在中に国際出願を適時に提出することを別の者に指示する。例えば、注意深く行動する出願人は、休暇又は診療予約により職場を不在にする予定がある場合、不在中に国際出願の優先期間が満了するか否かを確認し、代理人、同僚又は職員に対して代わりに国際出願を提出することを指示する。加えて、注意深く行動する代理人/出願人は、予期しない不在の場合であっても提出指示を受けて対応ができるよう、事務所内の他の者が重要な情報伝達を行うための信頼性のある情報伝達システムを維持する。例えば、注意深く行動する代理人は、国際出願を提出する旨の指示が、複数の者が利用可能な電子メールアカウントに確実に送付されるようにする。一般に、出願人又は代理人が病気又は休暇のために PCT 出願を適時に提出することができなかった場合、「相当な注意」を証明することはできない。当該出願人又は代理人が予期せぬ病気により、他者との情報伝達を禁じられるような緊急治療を要した場合のみ、「相当な注意」にも関わらず適時の国際出願の提出の遅れが生じた可能性がある。

(f) 代理人又は出願人の職員による人為的過誤

出願人又は代理人は、事務職員（アシスタントやパラリーガルのような専門家ではない者）に特定の管理業務を委ねるが、注意深く行動する出願人又は代理人は、経験豊富で適切に訓練を受けて監督されている従業員を慎重に人選し、訓練および業務の監視を行っている。国際出願の記録管理、監視、準備又は提出に関するアシスタントの人為的過誤は、出願人又は代理人が、当該アシスタントの管理において『相当な注意』が払われており、当該事例において優先期間内に提出できなかったことが単独の人為的過誤であったことを示すことができれば、当該出願人又は代理人に帰せられることはない。当該出願人又は代理人は、通常、当該アシスタントがその特定の

業務を任されていた年数、当該アシスタントに与えられていた研修及び管理の程度、並びに当該アシスタントがそれまで全ての責務を勤勉に実施してきたか否かを理由書において説明すべきである。

(g) 記録管理システムのエラー

記録管理システムのエラーは、人為的な入力過誤（前述の(c)及び(f)参照）及び技術的エラー（例えば、ソフトウェアの誤動作又はサーバー故障）に分類できる。出願人又は代理人が技術的エラーによって、国際出願を適時に申請できなかった場合、当該出願人又は代理人が、信頼性があり正しく機能するリマインダーシステムを構築し、そのシステムの使用及び運用についての十分な知識を有し、当該システムの使用についてスタッフを十分に研修及び管理し、信頼性のあるバックアップ及び入力の再確認（日付が正確に入力されているか単独で確認する他者）の手順を準備しており、及びその技術的エラーが予期せず生じたものであり、それ自体が予測不能であったことを証明すれば、当該出願人または代理人は『相当な注意』をもって行動していた可能性がある。

(h) ファクシミリ又はソフトウェアによる提出不可

出願人又は代理人が、ファクシミリ又は何らかの出願ソフトウェアを利用した通信エラーのために適時に PCT 出願を提出できなかった場合、『相当な注意』の基準（ファクシミリによる提出については、出願人側における送信失敗のリスクについて挙げている規則 92.4(c)を参照）を満たすために、出願人又は代理人は、そのエラーが当該出願人/代理人の管理の及ぶ範囲を超えた外部の技術的問題によって生じたことを示さなければならない。注意深く行動する出願人又は代理人は、優先期間の最終日又は最後の数時間の間に国際出願を提出する時は、特に注意及び用心を払う。これは、当該出願人又は代理人が電子的に出願することを選択した場合においては、正常に機能するコンピュータシステム、最新版の出願ソフトウェアのインストール及び電子証明書、信頼性のあるインターネット接続並びに使用するソフトウェアについての十分な知識、ファクシミリでの出願を選択した場合においては正常に機能するファクス機器などの PCT 出願を提出するために必要な設備を、優先期間満了よりも十分前に準備していることを含む。注意深く行動する出願人又は代理人は、国際出願の提出にあたって技術的問題に直面した時は、当該出願人又は代理人は、国際出願を適時に提出するための全ての適切な代替手段（例えば、手交、速達郵便、電子出願の代わりにファクスによる提出、別のファクス機器の使用、同一受理官庁内の別のファクス番号への提出、主たる出願人にとって時差のある別の受理官庁への出願など）を行使する。

(i) 郵便サービスの問題

郵便サービスの過誤により出願人が PCT 出願を適時に提出できなかった場合、出願人又は代理人は、状況に応じたあらゆる『相当な注意』を払って行動したかどうかの評価にあたり、受理官庁は規則 82.1 の基本的概念を適用すべきである。注意深く行動する出願人又は代理人は、少なくとも優先期間満了の 5 日前に、受理官庁宛に書留航空郵便で国際出願を郵送する（出願人又は代理人は、平面路による郵便物が通常 2 日以内に到着する場合又は航空便が利用できない場合においては航空郵便を使用する必要はない）。通常の場合であれば当該国際出願は適時に行われたはずであり、その郵送の遅延が予期できなかったものである場合、当該出願人又は代理人は、あらゆる『相当な注意』をもって行動していた可能性がある。

(j) 不可抗力

不可抗力の事象とは、出願人又は代理人の管理の及ぶ範囲を超えた外的、予測不能及び/又は不可避の状況を意味する。ハリケーン、火山の噴火、地震、国際紛争及び戦争といった災害がそのような事象であるとみなされる（規則 82 の 4.1(a) の例を参照）。一般的に、そのような状況によって出願人又は代理人が国際出願を優先期間内に提出することが不可能になった場合、『相当な注意』を払ったにも関わらず出願できない場合が発生する。出願人又は代理人は、一般的に、当該出願人又は代理人が、その事象の結果が予測できず、及び/又は回避することができなかったことを証明すれば、あらゆる『相当な注意』をもって行動している。